

任期付職員の募集について

令和7年4月14日

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
原子力立地・核燃料サイクル産業課

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課は、原子力を長期的に利用していくに当たり、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する「核燃料サイクル」の推進に取り組んでいます。

核燃料サイクルの推進に当たっては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「NuRO法」という。）」に基づき、再処理等拠出金の拠出金単価や、使用済燃料再処理等実施中期計画に関する認可などを通じて、使用済燃料の再処理等の着実な実施を確保する必要があります。

このため、NuRO法に関連する企画立案・執行等を行いうる職員を募集しております。希望者は下記の要領で応募してください。

記

1. 応募資格

監査法人等において会計実務の経験を有する者。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和7年7月頃から2年間（原則）

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員（特定任期付職員）として採用し、課長補佐級の担当官として勤務していただきます。

5. 業務内容

以下の業務を想定しておりますが、全体の業務の状況及び本人の希望等を踏まえて決定します。

- (1) 使用済燃料の再処理等の着実な実施に向けた NuRO 法に関連する企画立案
- (2) NuRO 法に基づく各種認可申請に関する内容の精査・助言等
- (3) その他、原子力発電のバックエンド等に関連する会計的観点からの企画立案等

6. 応募方法

①履歴書（写真貼付）

②職務経歴及び応募理由書（A4判用紙1～2枚程度にまとめたもの。様式自由。）
を郵送又は電子メールにてご提出ください。

7. 応募締切

令和7年5月7日（水）（郵送の場合は当日消印有効）

8. 選考方法

書類選考の後、数名の経済産業省職員が面接を行います。書類選考には1週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

10. 応募書類の提出、問い合わせ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課
担当：安原

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

電話: 03-3501-6291

E-mail: bzl-saiyo_cyclesangyo●meti.go.jp

(※メール送付の際は、上記の「●」を「@」に置き換えてください。)